

南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成26年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成27年3月31日

南相馬市監査委員 高倉 一夫

南相馬市監査委員 志賀 稔宗

記

- 1 監査の種類 定期監査（2月実施分）
- 2 監査の対象 水道課、下水道課
- 3 監査の範囲 平成26年4月から平成26年12月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 （1）帳票簿冊等の審査
（2）監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成27年2月26日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものと認められた。
軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。